

専門医様

現在かかっている病気が軽快し、他の園児への感染のおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園してよい」旨を指導し、下記「登園許可証明書」に記入をお願いします。

登園許可証明書

保護者記入欄

関原 保育園	組 氏名
---------------	-------------

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団保育に支障がないと認められますので、下記の期日より登園してよいことを証明します。

病名 (主治医記入欄・・・該当に○印をお願いします。)

第2種	インフルエンザ	百日咳	麻疹
	風疹 (三日ばしか)	流行性耳下腺炎 (おたふく)	結核
	水痘 (水ぼうそう)	咽頭結膜熱 (アデノウィルス)	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	流行性角結膜炎 (はやり目)	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌 (O-157, O-26 など)		

☆ 第3種その他、その他の感染症について

溶連菌感染症 感染性胃腸炎 (ロタウィルス, アデノウィルス, ノロウィルスの疑い)
お腹の風邪 (嘔吐・下痢) RSウィルス 伝染性紅斑 (りんご病) ヘルパンギーナ
手足口病 マイコプラズマ肺炎 伝染性膿痂疹 (とびひ) 頭ジラミ 帯状疱疹
単純ヘルペス感染症 突発性発疹 その他 []

これらの病気にかかり症状が重い時、その時の発生や流行の大きさによって登園停止が望ましい場合などは保護者へ説明のうえ記入をお願いします。なお、伝染性紅斑など診断がついて登園可能な疾患も○印をお願いします。

登園してもよいと認められる月日 平成 年 月 日から

登園後の注意事項 ()

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

☆ 上記基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています。

☆ 平成24年4月1日「学校保健安全法施行規則改正」に伴い変更するものです。